

2014年3月市議会一般質問(案)

2014年3月14日現在

21番 日本共産党 福間 健治

21番 日本共産党の福間健治です。通告に基づき、4項目8点について質問します。

1、福祉行政

①生活保護行政について

2014年1月27日、大分地方裁判所は、生活保護損害賠償請求事件において、原告の請求を全面的に認める判決を言い渡しました。

本件の原告は、1999年9月から生活保護を受給し始めました。その後も精一杯、仕事に励んでいましたが、不景気のため、どうしても収入がさがってしまいました。

そのようななかで、大分市福祉事務所は、原告に対し、最低賃金収入額（大分県の最低賃金×1日7時間×月25日）の計算式を基礎とした収入認定をおこない、9年間にもわたって、家賃や水道光熱費も滞納せざるをえないなど、最低生活未満の悲惨な生活を強いてきました。

大分地方裁判所は、大分市福祉事務所が原告に対して最低賃金収入額を基礎とする生活保護費しか支給していなかったことの違法性を認め、本来支給されるべきであった生活保護費と実際の支給額との5年間分の差額相当額の損害賠償、及び慰謝料の請求を認める判決を言い渡しました。

今回の判決で、原告に対する取り扱いが生活保護法に照らして違法なものであると明確に判断された以上、行政は同じ過ちを繰り返してはなりません。そして、最低生活の維持と自立助長という生活保護法の目的を遵守し、生活困窮者の実情によりそって、的確な運用を徹底すべきです。

控訴を断念したコメントでは、「国や顧問弁護士の意見などを総合的に勘案した上で、この判決の趣旨を厳粛にうけとめ、控訴手続きを断念することとした」としています。

●そこで質問ですが、「判決の趣旨を厳粛にうけとめ」、としていますが、その真意について見解を求めます。

②、児童虐待対策

2月13日の新聞報道によれば、親類の女兒（6歳）にわいせつ行為をしたとして、強制わいせつと児童福祉法違反の罪に問われた無職の男27歳に大分地裁は懲役3年の判決を言い渡しました。

この事件をめぐるのは、昨年12月30日に県中央児童相談所は、記者会見で女兒（6歳）に関する情報提供を2度も受けていたにも係わらず、十分に対

応せず、女兒が再び被害をうけていたことを明らかにし、「こどもが被害に遭い、申し訳ない。安全保護が遅れたとの指摘は甘んじて受ける」と謝罪しています。

私はこの事案について、女兒の保護は緊急を要するとの関係者からの相談を受け、担当課にたいして、家族4人が身を寄せていた知人が生活保護世帯であることから、生活福祉課とも連携し、また県とも共同し、対策を急ぐよう申し入れをいたしました。しかし、新聞報道で指摘されたように、この事案に対する県の対応はごてごてにまわりました。

●そこで質問ですが、この事案について、市はどのような対応をしてきたのでしょうか。見解を求めます。

③、介護保険について

昨年12月の臨時国会で、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立しました。「自立・自助」の環境整備として、少子化対策、医療制度、公的年金制度、介護保険制度など、の社会保障制度全般にわたり弱者を切り捨てる内容となっています。これは憲法25条に定めている国の社会保障の責任を放棄することにほかなりません。この社会保障「改悪」路線を具体化した、医療・介護改悪法案を国会に提出しました。医療・介護改悪法案は、患者追い出しにつながる病院機能再編などの医療法改定と、利用制限・負担増の介護保険法改定など、本来別々の法案として審議すべきものをひとまとめにした異例の法案です。きわめて乱暴なやり方です。

介護保険法改定は2000年に制度発足以来、初めてとなる大改悪が目白押しです。要支援1・2の高齢者が利用する訪問介護と通所介護を、国の基準とする介護保険サービスから切り離し、市町村事業に移行させること。また年収280万円以上の単身高齢者などのサービス利用料を1割から2割にすること。さらに特別擁護老人ホームの入所を「要介護3」以上に限定することなどです。

高齢者・家族から「サービスを切られたら生活がなりたたない」「認知症患者と家族の願いに反する」と怒りが噴出し、地方自治体からも異論が相次いでいます。

●そこで質問ですが、政府に、改悪介護保険法案を撤回し、安心できる介護の再生・充実に向けた制度づくりに転換するよう、働きかけていく考えはないか。見解を求めます。

2、エネルギー対策

①原発依存からの転換を

東京電力福島原発事故から3年が経過しました。しかし「福島原発はいまもつづいている」「なぜ国はすぐに廃炉にさせるといえないのか」「原発ゼロ 大

「統一行動」は、「福島を忘れるな、再稼動を許すな」の声が国会、首相官邸包み込み、全国各地に広がっています。

こうしたなか安倍政権が今月末にも閣議決定しようとしているエネルギー基本計画のもとになる経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会が昨年末まとめた意見書は、原発について、「エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源」と、「基盤」「重要」「ベース」と言葉をみつつも重ねて位置づけています。まったく異例な表現であり、福島原発事故への反省もなく、「原発ゼロ」を求める圧倒的国民の世論を踏みにじて、原発依存をつづけようという姿勢をむきだしにしたものです。

●そこで質問ですが、政府に、新エネルギー計画案を撤回し「原発ゼロ」を決断し、自然エネルギー、再生可能エネルギーの普及にとりくむことを要求する考えはないか。見解を求めます。

②メガソーラーへの対応

2012年7月より再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がはじまり、太陽光パネルを設置するメガソーラーが県内各所で計画されています。しかし、由布市のように、景観保護との関係、また災害、農地の保全との関係、宅地分譲地への設置で近隣住民とのトラブルも発生しています。本市では500㎡以上については、届け出で義務づけており、今年度は16件の申請がでていると聞いています。

●そこで質問ですが、メガソーラー設置届け出者への対応について見解を求めます。

3、都市計画行政

①景観計画について

1月の中旬、城崎町の住民から、「城址公園東側に位置する現在有料駐車場として利用されている場所にマンション建設が予定されている。この地域は城址公園周辺景観地区に指定されている。景観地区では、マンションの高さ制限は31メートルとなっているのに、マンション建設計画では、31メートルを超える14階建てとなっている」これでは景観を損なうことになる。一方通行道路であり、交通渋滞も懸念される」という、訴えでありました。

高さ制限を設定しているものの、この抜け穴となっているのが、緑地、空地の考え方です。これでは景観地区としての役割は果たせません。

●そこで質問ですが、景観地区の高さ制限の付帯事項を削除するなど変更する考えはないか。見解を求めます。

②住民説明について

大分市住環境向上のための建築に関する指導要綱では、近隣住民とは、中高

層建築物の（マンションの高さ×1.5倍）に相当する距離の範囲と位置づけ、工事の事前説明及び報告についても、近隣住民が対象としています。マンション建設の場合、日照権、交通規制など様々な問題が表面化しています。

近隣住民だけへの事前説明や報告では、居住者の住環境は守れないと考えます。これでは、周辺住民への誠意ある対応とはいえません。

●そこで質問ですが、事前説明及び報告については、利害関係の生じる可能性のある範囲まで拡大すべきだと考えます、見解を求めます。

4、教育行政

①幼稚園について

昨年12月、ある母親から次のような訴えがありました。「新年度から双子の女兒（4才）を近くの市立幼稚園に入園させたいと申し込みをしました。一人は抽選に当りましたが、もう1人は抽選にもれ、待機順番は7番目となってしまいました。これまで2人を一緒に幼稚園に通わせようと、自宅から幼稚園まで歩いて通園できるよう準備もしてきました、また入園してすぐになじむように幼稚園への見学も続けてきました」ということでありました。私は情情的にも、教育的観点からも、こうした事態があることそのものに納得がいきません。

●そこで質問ですが、子どものすこやかな発達や、双子の女兒が、同じ環境のなかで、成長が保障できるよう、定員枠の柔軟な対応などで配慮ある対策が必要と考えますが、見解を求めます。